

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

(あて先) 京都府知事		20(
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）			
大阪府豊中市千成町3丁目5番3号		松尾電機株式会社福知山工場 執行役員 かつひろのび 生産部門長 木全 弘一 電話 0773 - 27 -			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	電子部品（タンタルコンデンサ）の製造、販売				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成18年4月～平成20年3月				
基本方針	取得している環境マネジメントシステムの運用により、エネルギー使用量の削減、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を実行する。				
推進体制	全社の環境管理活動推進組織のもと、実施計画の策定、月毎の進捗管理を実行する。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18～19	工場部門	電力消費量を2004年度（H16年度）実績に対し5%削減する。 製品1個当たりの使用電力量を把握、改善することによりエネルギーの使用の効率化を図る。		
	18～19	工場部門	廃棄物削減によるCO ₂ 削減を達成する。（平成18年度目標 削減率99%）		
	18～19	工場部門	排出物を2004年度（H16年度）実績に対して15%削減する。（平成18年度 10% 平成19年度 15% 削減）		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （平成17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （平成19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	
	A 事業所等排出区分	7,462 t	7,270 t	-2.6 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 7,462 t	*2 7,270 t	-2.6 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等		（二酸化炭素換算（t））	
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
削減量等合計			*3	t	
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）		
	*1 7,462 t	(*2)-(*3) 7,270 t	-2.6 %		
特記事項	※地球温暖化防止対策として、当工場では電力、ガスの削減活動を継続的に実施しております。 ・電力：H12年度から全社目標を設定し削減活動に取り組んできました結果、H12年度19,323千kwhに対しH17年度は15,706千kwhと△18.7%の削減を実行できました。 現在「H16年度を基準年とし、H19年度に電力使用量を5%削減する」という全社目標を設定し活動中です。 ・ガス：H16年度から福知山工場独自で削減活動に取り組んできました結果、H16年度499千m ³ に対しH17年度は416千m ³ と△16.6%の削減を実行できました。 ※上記の温室効果ガスの削減計画値は基準年度がH17年度であるため2.6%としています。当社はH16年度を基準年とした電力削減計画他を執行中であり、H16年度を基準とするとH19年度のCO ₂ 削減予測値は8.4%となります。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。